・公　表　　令和８年10月30日付け佐賀県公報
・報道解禁日
　　新聞
　　令和８年10月30日朝刊以降
　　テレビ・ラジオ・インターネット
　　令和８年10月30日午前５時以降

令和８年２月８日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表に係る説明資料

令和８年 10 月 21 日

選挙管理委員会事務局

令和８年２月８日執行衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の概要

１　選挙運動に関する収支報告書の提出者

	今　回	前　回＊
候補者数	５人	６人
提出者数	５人	６人

＊「前回」とは令和６年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙をいう。以下同じ。

２　収支の状況

（１）収　入

①収入総額

	今　回	前　回	前回比
第１区	26,523,719円	26,810,000円	△286,281円（ 98.9%）
第２区	15,000,000円	19,359,866円	△4,359,866円（ 77.5%）
県　計	41,523,719円	46,169,866円	△4,646,147円（ 89.9%）

②一人当たり

	今　回	前　回	前回比
第１区	8,841,240円	13,405,000円	△4,563,760円（ 66.0%）
第２区	7,500,000円	4,839,967円	2,660,033円（155.0%）
県　計	8,304,744円	7,694,978円	609,766円（107.9%）

（２）支　出

①支出総額

	今　回	前　回	前回比
第１区	24,454,172円	20,052,343円	4,401,829円（122.0%）
第２区	19,011,023円	21,124,498円	△2,113,475円（ 90.0%）
県　計	43,465,195円	41,176,841円	2,288,354円（105.6%）

②一人当たり

	今　回	前　回	前回比
第１区	8,151,391円	10,026,172円	△1,874,781円（ 81.3%）
第２区	9,505,512円	5,281,125円	4,224,387円（180.0%）
県　計	8,693,039円	6,862,807円	1,830,232円（126.7%）

3　収支の項目別内訳

（１）収　入

収入の構成比は、63.0％が寄附、37.0％がその他の収入となっている。

	収　入　額		
		寄　　附	その他の収入
第１区	26,523,719円	16,159,500円（60.9％）	10,364,219円（39.1％）
第２区	15,000,000円	10,000,000円（66.7％）	5,000,000円（33.3％）
県　計	41,523,719円	26,159,500円（63.0％）	15,364,219円（37.0％）

（２）支　出

支出額が多い項目は、家屋費、印刷費、広告費、人件費の順で、この４項目で支出額全体の83.0％を占めている。

項目	支 出 額	項目	支 出 額
人件費	5,073,183円（11.7％）	広告費	8,772,611円（20.2％）
家屋費	12,776,869円（29.4％）	文具費	69,994円（ 0.2％）
通信費	817,969円（ 1.9％）	食糧費	2,064,772円（ 4.8％）
交通費	2,136,514円（ 4.9％）	休泊費	431,544円（ 1.0％）
印刷費	9,461,404円（21.8％）	雑　費	1,860,335円（ 4.3％）
		県　計	43,465,195円（ 100％）

（３）選挙公営費

（２）の印刷費、広告費のうち、選挙公営費として9,936,887円（印刷費:7,771,700円、広告費:2,165,187円）を県が負担した。これは支出額全体の22.9％に当たる。

4　候補者毎の収支状況（金額の大きい順）

（１）収　入

	今　　回		前　　回	
	候補者名(選挙区)	収 入 額	候補者名(選挙区)	収 入 額
1	岩田和親(1区)	15,000,000円	岩田和親(1区)	21,810,000円
2	原口一博(1区)	10,250,000円	古川　康(2区)	11,200,000円
3	古川　康(2区)	10,000,000円	大串博志(2区)	5,308,159円
4	大串博志(2区)	5,000,000円	原口一博(1区)	5,000,000円
5	重松貴美(1区)	1,273,719円	井上祐輔(2区)	1,649,975円
6			下吹越優也(2区)	1,201,732円

（２）支　出

	今　　回		前　　回	
	候補者名(選挙区)	支 出 額	候補者名(選挙区)	支 出 額
1	岩田和親(1区)	14,826,721円	岩田和親(1区)	13,123,659円
2	古川　康(2区)	12,078,426円	古川　康(2区)	10,760,277円
3	原口一博(1区)	8,419,732円	大串博志(2区)	7,512,514円
4	大串博志(2区)	6,932,597円	原口一博(1区)	6,928,684円
5	重松貴美(1区)	1,207,719円	井上祐輔(2区)	1,649,975円
6			下吹越優也(2区)	1,201,732円

＜注＞%の表示単位未満は四捨五入している。そのため、内訳と合計が合わない場合がある。

令和8年2月8日執行　衆議院小選挙区選出議員選挙　候補者別選挙運動に関する収入支出表

佐賀県第1区選挙区(支出の制限額24,037,800円)　　(単位：円)

	収　　入			支　　出										
候補者名	寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	休泊費	雑費	計
岩田　和親	15,000,000	0	15,000,000	1,728,000	6,945,590	22,990	58,879	2,948,344	2,471,491	0	468,058	0	183,369	14,826,721
重松　貴美	909,500	364,219	1,273,719	0	44,028	0	0	652,360	511,331	0	0	0	0	1,207,719
原口　一博	250,000	10,000,000	10,250,000	980,400	1,893,083	133,096	611,025	2,036,300	1,179,150	44,114	490,261	34,204	1,018,099	8,419,732
合　計	16,159,500	10,364,219	26,523,719	2,708,400	8,882,701	156,086	669,904	5,637,004	4,161,972	44,114	958,319	34,204	1,201,468	24,454,172
平　均	5,386,500	3,454,740	8,841,240	902,800	2,960,900	52,029	223,301	1,879,001	1,387,324	14,705	319,440	11,401	400,489	8,151,391

佐賀県第2区選挙区(支出の制限額23,987,000円)　　(単位：円)

	収　　入			支　　出										
候補者名	寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	休泊費	雑費	計
大串　博志	0	5,000,000	5,000,000	1,113,683	1,056,065	209,110	105,374	1,742,700	1,842,317	3,816	592,018	7,600	259,914	6,932,597
古川　康	10,000,000	0	10,000,000	1,251,100	2,838,103	452,773	1,361,236	2,081,700	2,768,322	22,064	514,435	389,740	398,953	12,078,426
合　計	10,000,000	5,000,000	15,000,000	2,364,783	3,894,168	661,883	1,466,610	3,824,400	4,610,639	25,880	1,106,453	397,340	658,867	19,011,023
平　均	5,000,000	2,500,000	7,500,000	1,182,392	1,947,084	330,942	733,305	1,912,200	2,305,320	12,940	553,227	198,670	329,434	9,505,512

令和8年2月8日執行　衆議院小選挙区選出議員選挙　選挙運動に関する収入支出表

今回選挙区別　　（単位：円）

選挙区名	提出者数	収入 寄附	収入 その他の収入	収入 計	支出 人件費	支出 家屋費	支出 通信費	支出 交通費	支出 印刷費	支出 広告費	支出 文具費	支出 食糧費	支出 休泊費	支出 雑費	支出 計
第1区	3	16,159,500	10,364,219	26,523,719	2,708,400	8,882,701	156,086	669,904	5,637,004	4,161,972	44,114	958,319	34,204	1,201,468	24,454,172
第2区	2	10,000,000	5,000,000	15,000,000	2,364,783	3,894,168	661,883	1,466,610	3,824,400	4,610,639	25,880	1,106,453	397,340	658,867	19,011,023
合　計	5	26,159,500	15,364,219	41,523,719	5,073,183	12,776,869	817,969	2,136,514	9,461,404	8,772,611	69,994	2,064,772	431,544	1,860,335	43,465,195
平　均		5,231,900	3,072,844	8,304,744	1,014,637	2,555,374	163,594	427,303	1,892,281	1,754,522	13,999	412,954	86,309	372,067	8,693,039

前回衆議院小選挙区選出議員選挙時(R6.10.27)

合　計	6	45,861,707	308,159	46,169,866	5,764,000	7,613,820	806,608	3,275,731	9,378,026	10,523,328	309,792	1,604,986	490,420	1,410,130	41,176,841
平　均		7,643,618	51,360	7,694,978	960,667	1,268,970	134,435	545,955	1,563,004	1,753,888	51,632	267,498	81,737	235,022	6,862,807

前回との増減

合　計	-1	-19,702,207	15,056,060	-4,646,147	-690,817	5,163,049	11,361	-1,139,217	83,378	-1,750,717	-239,798	459,786	-58,876	450,205	2,288,354
平　均		-2,411,718	3,021,484	609,766	53,970	1,286,404	29,159	-118,652	329,277	634	-37,633	145,456	4,572	137,045	1,830,232

選挙運動に関する収支報告書について

１　収支報告書の提出（公職選挙法第１８９条）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ次に掲げる期間までに、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

（１）　選挙期日の公示の日前まで、公示の日から選挙期日まで及び選挙期日の経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から１５日以内

（２）　上記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から７日以内

２　収支報告書の要旨の公表（公職選挙法第１９２条）

収支報告書を受理したときは、選挙管理委員会は、その要旨を公表しなければならない。

その公表は、都道府県選挙管理委員会にあっては県公報により行う。

３　収支報告書の保存及び閲覧（公職選挙法第１９２条）

選挙管理委員会は、収支報告書を受理した日から３年間保存しなければならない。

何人も上記の期間内においては、選挙管理委員会の定めるところにより当該収支報告書の閲覧を請求することができる。

４　会計帳簿の保存（公職選挙法第１９１条）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を収支報告書提出の日から３年間保存しなければならない。

○ 選挙運動に関する支出金額の制限

（公職選挙法第１９４条、公職選挙法施行令第１２７条）

制限額＝１５円 × 選挙人名簿登録者数 ＋ １９，１００，０００円
（１００円未満切上げ）

選 挙 区	選挙人名簿登録者数	選挙運動に関する制限額
第 １ 区	３２９，１８５人	２４，０３７，８００円
第 ２ 区	３２５，７９５人	２３，９８７，０００円

※ 選挙人名簿登録者数は、当該選挙における選挙人名簿の選挙時登録の日現在における総数

選挙時登録の日　　令和８年１月２６日

(参考)

◎ 過去の制限額について

令和６年１０月２７日執行　衆議院小選挙区選出議員選挙
第１区　２４，０６２，５００円
第２区　２４，０５４，５００円

令和３年１０月３１日執行　衆議院小選挙区選出議員選挙
第１区　２４，１１２，４００円
第２区　２４，２２１，２００円

選挙運動に関する収支報告書の費目

人件費　選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬

家屋費　選挙事務所の借上料、電話架設料、個人演説会場の借上料等

通信費　電報、電話、葉書、封書等に要する費用

交通費　運動員、事務員、労務者に係る実費弁償

印刷費　選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷費等

広告費　立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用

文具費　紙、筆記用具、その他選挙事務所において使用した消耗品等の費用

食糧費　湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等

休泊費　休憩及び宿泊に要した費用

雑費　ガス代、電気代、水道代等

※　諸費目はおおよそ上記のように分類されるが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、およそ「選挙運動に関する」費用は全て適宜上記の費目に当てはめ、記載されることとなる。

下記の支出は、広義では選挙運動に関する支出であるが、狭義では当該選挙運動期間外の支出であったり、候補者又は出納責任者の関知しない支出であったりすることから、公職の候補者個人の収支報告書に記載する必要がない。

（公職選挙法第１９７条）

１．立候補準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

２．立候補の届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

３．公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

４．選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

５．選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

６．候補者届出政党が行う選挙運動のために要した支出

７．選挙運動用に使用する自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、修繕代等に要した支出